

## 檜原村地下水保全条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、檜原村地下水保全条例（令和4年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(地下水採取許可申請書等の様式)

第2条 条例第8条第1項に規定する申請書は、地下水採取（変更）許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第10条に規定する完成届出書は、井戸完成届出書（様式第2号）によるものとする。

3 条例第12条に規定する届出書は、地下水採取届出書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第13条の規定による届出は、地下水採取変更届出書（様式第4号）によるものとする。

5 条例第14条第3項の規定による届出は、地下水採取者地位承継届出書（様式第5号）によるものとする。

6 条例第15条第1項の規定による届出は、井戸廃止届出書（様式第6号）によるものとする。

(説明会の開催)

第3条 条例第7条第2項の規定による公表は、当該説明会の日程、場所、井戸の設置工事の内容等を関係住民等への通知、回覧その他の方法により行うものとする。

2 条例第7条第4項の規定による報告は、関係住民説明会結果報告書（様式第7号）によるものとする。

(水量測定器の設置及び報告)

第4条 条例第11条に規定する水量測定器は、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 電磁式水道メーター
- (2) 接線流羽根車式水道メーター
- (3) たて形軸流羽根車式水道メーター
- (4) 前3号と同等以上の能力を有するもの

2 水量測定器を設置した場合の届出は、水量測定器設置届（様式第8号）によるものとする。

(採取量の報告)

第5条 条例第11条に規定する採取量の報告は、地下水採取量報告書（様式第9号）により4月、7月、10月、1月に前3箇月分の採取量を報告しなければならない。

附 則

この規則は、令和4年12月1日から施行する。